

# 札幌青年会議所設立趣意書（現代訳）

先年アメリカにおける青年商工会議所（The Junior Chamber Of Commerce）と連携して我が国においても東京における日本青年会議所を中心に全国に約 14 ヶ所の会議所が誕生しております

これは活動力と若さに富んだ我々青年同士が相寄り相互の親睦修練と社会への奉仕を通じて広く全国ひいては全世界の青年と提携し経済社会の現状を研究し経済界の強力な推進力たらんとするものであります

つきましては我が札幌においても是非これが実現を図り札幌経済界の発展に我々青年が出来る限りの努力を致すことも無駄なことではないと確信する次第であります

ここに志を同じくする札幌市並びに近郊に居住する青年が相寄り札幌青年会議所の設立を企図した次第であります

1951年 3月 日

## 札幌青年会議所設立準備委員会

（五十音順）

池 内 榮 吉

植 田 英 次

大 竹 敬 太 郎

大 町 節 夫

越 山 文 哉

齋 藤 博

福 山 達 彦

福 山 卓 司

山 形 良 一

# 札幌青年会議所

(The Sapporo Junior Chamber of Commerce)

## 定 款

### 第1章 目的、名称

第1条 本会議所の目的は青年の努力を結集して社会に奉仕し、積極的建設的計量によって社会の福祉を増進し又会員相互の啓発と親睦を図り、青年独自の立場より日本経済の発展に寄与するとともに、目的を同じくする全世界の青年と提携して人類の幸福、世界平和達成の原動力となることにある

第2条 本会議所は札幌青年会議所（The Sapporo Junior Chamber of Commerce）と称する

第3条 本会議所の事務所はこれを札幌市におく

### 第2章 事 業

第4条 本会議はその目的を達成するため左の事業を行う。

- 1、社会奉仕事業
- 2、産業経済に関する調査研究並びにその改善発達に関する事項
- 3、会員の相互啓発及び親睦
- 4、海外、国内製年会議所及びその他の団体との連携
- 5、その他本会議所の目的を達するために必要な事業

### 第3章 会員、会費

第5条 本会議所の会員は次の4種類とする。

- 1、正 会 員
- 2、特 別 会 員
- 3、名 誉 会 員

#### 4、維持会員

##### 第6条

- 1、正会員 札幌市及びその近郊における21歳から35歳までの年齢の品格ある青年は本会議所の正会員として入会し総会における各1個の表決権を含むすべての権利を享有することができる。

本会議所に正会員として入会を希望する者は会員2名以上の紹介により所定の入会手続きを経なければならない。

入会の諾否は理事会において決する。

- 2、特別会員 36歳以上の品格ある者及び外国人は本会議所の特別会員として入会することができる。

ただし特別会員は専務理事を除くほか本会議所の役員となることができず又表決権を有しない。

本会議所に特別会員として入会を希望する者は会員1名以上の紹介により所定の入会手続きを経なければならない。

入会の諾否は理事会において決する。

- 3、名誉会員 名誉会員は理事会の推薦に基づき決する、ただし名誉会員は名誉的性質のものを除き本会議所の役員となることができず又本会議所の表決権を有しない。

- 4、維持会員 本会議所の趣旨に賛成しその事業の発展を助成することを望む個人又は団体は、理事会の議を経て本会議所の維持会員として入会することができる、ただし維持会員は専務理事を除くほか本会議所の役員となることができず又表決権を有しない。

第7条 正会員及び特別会員は毎年所定の納期に会費を納付しなければならない。

会費は年額正会員各金二千円、入会金は正会員金三千円、特別会員一千円とする、ただし正会員より特別会員となる者は入会金を必要としない。

第8条 退会を希望する会員は退会の届出をしなければならない。

第9条 会員にしてその体面を傷つけ義務を怠り又は本会議所の趣旨に反した場合は理事会の議を経てこれを除名することができる。

## 第4章 総 会

第10条 以下の事項は総会の議決を経なければならない。

- 1、定款の変更
- 2、収支予算の決定
- 3、事業報告及び収支決算の承認
- 4、役員を選任及び解任
- 5、本会議所の解散
- 6、その他特に重要な事項

第11条 総会はこれを定時総会と臨時総会とする。

定時総会は毎年6月、臨時総会は理事長が必要と認めたときにこれを招集する。  
正会員5分の1以上が会議の目的事項を示して請求した場合は理事長は臨時総会を招集しなければならない。総会は理事長がその議長となる。

第12条 総会の議事は会員の5分の1以上が出席し、出席者の過半数を以てこれを決する、ただし定款の変更及び本会議所の解散の議決は出席者の3分の2以上の同意によらなければならない。  
可否同数の時は議長がこれを決する。

## 第5章 役 員

第13条 本会議所に以下の役員をおく。

理 事 長	1	名
副 理 事 長	1	名

理 事 若 干 名

専 務 理 事 1 名

監 事 2 名 以 内

理事長、副理事長及び理事を以て民法上の理事とする。

第 1 4 条 理事は総会において正会員の中から選任する。

理事長、副理事長及び常任理事は理事会において理事の内から互選する。

第 1 5 条 専務理事は理事会の承認を経て理事長がこれを任免する。

第 1 6 条 役員任期は 1 年として重任を妨げない。

補欠で選任せられた役員任期は前任者の残任期間とする。

第 1 7 条 理事長は本会議所を代表し所務を総理する。

副理事長は理事長を補佐し理事長事故あるときはその職務を代理する。

常任理事は理事会の権限に属する常務を審議処理する。

理事は理事長を補佐し所務を処理する。

専務理事は事務局を統轄し所務を処理する。

第 1 8 条 監事は総会において正会員の中からこれを選任する。

監事は本会議所の業務及び財産の状況を監査する。

監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第 6 章 理 事 会

第 1 9 条 本会議所の管理は会員の意思に従い理事より成る理事会に委ねられる。

第 2 0 条 理事会は以下の事項を審議処理する。

- 1、総会に提出すべき議案
- 2、総会から委任された事項の処理
- 3、その他重要な事項

理事会は理事長がこれを招集し理事長がその議長となる。

## 第7章 顧問

第21条 本会議所に顧問若干名をおくことができる。

顧問は総会において推薦する。

## 第8章 委員会

第22条 専門事項を調査研究審議実施するため理事会の議を経て委員会を設置することができる。

## 第9章 会計

第23条 本会議所の会計年度は毎年7月1日に始まり6月30日に終わる。

第24条 本会議所の経費は会費、寄付金、補助金その他の収入を以てこれに充てる。

第25条 会費は毎年7月にこれを徴集する、ただし年度途中に入会する会員に対しては入会の際にこれを徴集する。

納付期限を経過した会費は退会の申し出があった場合においてもその徴収を免除しない、又既納の会費は本会議所の解散の場合のほかこれを返戻しない。

## 附 則

第26条 本定款は昭和26年7月1日よりこれを施行する、ただし第2条中の社団法人の名称は監督官庁の認可の日よりこれを使用する。